

個別排水処理施設（浄化槽）設置後の費用に関するお知らせ （個別排水処理施設（浄化槽）の設置をご検討中の方へ）

①個別排水処理施設分担金

個別排水処理施設分担金は、浄化槽設置費の1割を「一括」もしくは「5年に分割し年4期に分けて（全20回）」お支払いいただくものです。
分担金のお支払いの詳細は工事完了後にご連絡いたします。

○分担金のお支払いの例は次のとおりです。

（例）浄化槽設置費が3,000,000円で分担金の額が300,000円の場合

単位：円

納期 年度	1期 (7月)	2期 (10月)	3期 (12月)	4期 (2月)	年度合計
初年度	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
2年目	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
3年目	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
4年目	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000
5年目	15,000	15,000	15,000	15,000	60,000

②個別排水処理施設使用料

個別排水処理施設使用料は、水道の使用水量等に応じて2か月ごとにお支払いいただくものです。

計算方法は下水道使用料と同じです。

③電気料金

浄化槽に使用するブロワ等の電気料金は、使用者の負担となり契約されている電力会社からの請求に加算されます。

お問い合わせ先

登別市都市整備部下水道グループ 業務担当

TEL：(0143)85-9052

MAIL：gesui@city.noboribetsu.lg.jp